

12月定例会の議案質疑等の内容

※ 12月定例会（11月27日から12月25日まで開催）では、市長提出議案47件（9月定例会からの継続審査11件を含む）のほか、議員提出議案2件、請願1件を審議しました。（工事請負契約の締結についての質疑、討論などについては4、5ページに掲載しています。）

指定管理者の指定

問 指定管理期間が、3年であったものが今回から5年になった理由は。

答 第3セクター等の設立趣旨から、経営を強化安定させることが重要と考え、指定期間を延長することに、人材育成や安定的な経営ができ、より質の高いサービスが提供できるものと考え、5年とした。

歯と口の健康づくり条例

問 「歯と口の疾患」「歯と口の健康づくりに関する施策」とは何を想定しているか。

答 歯周病や虫歯。具体的な施策はこれから策定をする。

問 集団でのフッ素洗口、塗布など賛否の分かれる課題もあるが、いかにして施策を策定していくか。

答 策定の期限は決まっていないが速やかに対応していきたい。

行政組織条例の一部改正

問 組織改正の趣旨は。

答 特に地域医療に力を入れていくため、健康福祉部内を分け、保健医療部として重点を置く。ま

た、地域包括ケアシステムも重要な事であり、重点を置くために分けたい。

問 地域包括ケアを行う上では関係機関との連携が必要となる。分割を行った場合、連携のまとめ役についてはどのように考えているか。

答 地域包括ケアシステムを構築するに当たり、介護保険を所管している高齢者介護課と医療保険年金局部門にある包括支援センターが分かれていく状況である。包括支援センターは介護保険制度の中で一つの基幹であり、介護保険を運営していく上で同じ部所にある方がよりスムーズになる。連携という形では、当然どこの部にあっても行うべきものだが、市立病院を中心とした包括医療システムを考えており、市立病院とさらに介護保険、そして包括支援センターで連携を深めるという事ができる。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

問 補助員の配置など、国の基準ではなく市独自の取り組みとしての考え方は。

答 国の基準は40人で2人以上となっているが、市として県の制度と同様な配置となっている。増員された場合は増やすことが必要となる。

一般会計補正予算

問 9月定例会においてエアコン設置に関する設計委託料の補正予算が出され、設置については27年度からとのことであったが、今年度、原谷小学校にエアコン設置を着手する理由は。

答 原谷に小さいころに在住していた故大野文字様の遺族の方から原谷小学校に寄付をしたいという申し出があり、遺族の方と財産の執行人とで検討し、原谷小学校にエ

コンを設置する事になった。普通教室20教室、特別教室5教室の計25教室に設置。1教室あたり概ね二百万円、25教室で5千万円とした。

討論

反対

反対

歳入では、住基ネットに関連し国民一人一人に番号を付け管理・統制するものであり、歳出では給与等特別報酬等が盛り込まれている。学校給食委託料についてはかねてから自校方式および正規職員で調理すべきと主張していることから反対。

北部共同調理場の調理・洗浄業務を民間委託するものであるが、民間委託では安価な費用での運営が期待され、給食の質が低下する心配がある。調理員が教育委員会の所属職員ではなくなるため、学校給食が「教育」の一環であるという位置づけが薄れ「食育」という点でも直営との間で雲泥の差が生じる。

直営のメリットや費用の試算に照らせば、民間委託にデメリットはあっても何ら特筆すべきメリットはない。現業職員

賛成

を採用・確保した上で、行政が責任を持って直営で運営する方向へと舵を切り直すべきである。

学校給食調理・洗浄業務委託料の債務負担行為に賛成する。

行政改革大綱の中には定員適正化の推進や民間活力の活用推進がうたわれ、財政健全化計画でも歳出削減の中で、民間に任せられた方が効率的な事業は、外部委託し、事務事業のスリム化を図るとうたわれている。学校給食の調理・洗浄業務の委託は、秩父市ですでに進められており、これまで特に問題なく児童生徒に給食を供給できている。正規の経験豊富なベテラン職員が退職していく中、学校給食に専門性を有する業者にゆだね児童生徒に給食を提供すべきであると考えている。

25年度歳入歳出決算

討論

反対

一般会計

歳入では、調定額との不整合、不況下での税収減、歳出の民生費の保育



(吉田総合支所3階)

職員等の臨時化、庁舎・市民会館建設費など市民の信頼を損なう計上、高齢者の重度心身障害者医療費では障害認定者が除外される懸念、住基ネットの信頼性は問題あり反対

水道事業会計
借入金という企業債が負債ではなく資本として整理される会計は疑問だ。浦山ダム関連経費と発生する固定資産税の関係で、25年度決算の赤字分、約2億円は一般会計で負担すれば値上げは回避できたはずだ。将来像が示されない決算に反対。

子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例

後期高齢者医療特別会計
後期高齢者医療広域連合の25年度決算は193億円の赤字であるにもかかわらず、埼玉県は保険料が平均7万5230円と全国7番目に高い。特に高齢者が少ない年金生活で窮状にある中、75歳以上の高齢者を囲い込み医療から遠ざける制度そのものに反対。

介護保険特別会計
保険料の収入未済額が増加している。不況下で高齢者の生活も苦しい中保険料が重くのしかかっている。かねてより指摘してきた制度上の問題点「いくら払えるかによって受けるサービスを制限せざるを得ない」という実情であり反対。

職員の臨時化、庁舎・市民会館建設費など市民の信頼を損なう計上、高齢者の重度心身障害者医療費では障害認定者が除外される懸念、住基ネットの信頼性は問題あり反対

子どもための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例
国基準に対する幼稚園利用者負担割合が所得に応じて負担率を上げていく理由とその上げ率についての根拠は。

問 幼稚園利用者負担は市民税所得割額により6階層に分かれている。6階層については市内民間幼稚園の月額保育料の平均額2万2000円で国の基準2万5千700円の78・5%の負担割合で国基準を下回っている。5階層については国基準の2万5000円の78・5%で1万6千円となる。3・4階層については、2号3号認定子ども、保育所の関係になるが国の減額率を基準に算定している。所得割額の低い1・2階層については、保育所の保育料と同額を算定している。

問 国基準では利用者負担階層が8階層なのに対して秩父市は20階層にしている理由及び、市民税所得割の階層別の金額が均一でない理由は。

問 階層によっては保育料が高くなるので、激変緩和を意味できめ細かく設定している。市民税所得割の階層別の金額が均一でない理由は累進的な考え方、所得が多い階層では算定金額の幅を広く設定している。

問 保育料の改定により市として収支の変動はあるか。

問 市独自の保育料の設定となるのか、また標準時間・短時間保育を設定するにあたり、市の考え方は。

問 市独自の保育料の設定となるのか、また標準時間・短時間保育を設定するにあたり、市の考え方は。

問 市独自の保育料の設定となるのか、また標準時間・短時間保育を設定するにあたり、市の考え方は。

問 市独自の保育料の設定となるのか、また標準時間・短時間保育を設定するにあたり、市の考え方は。

問 市独自の保育料の設定となるのか、また標準時間・短時間保育を設定するにあたり、市の考え方は。

問 市独自の保育料の設定となるのか、また標準時間・短時間保育を設定するにあたり、市の考え方は。

問 市独自の保育料の設定となるのか、また標準時間・短時間保育を設定するにあたり、市の考え方は。

問 市独自の保育料の設定となるのか、また標準時間・短時間保育を設定するにあたり、市の考え方は。

問 市独自の保育料の設定となるのか、また標準時間・短時間保育を設定するにあたり、市の考え方は。

問 市独自の保育料の設定となるのか、また標準時間・短時間保育を設定するにあたり、市の考え方は。



12月定例会本会議の様子

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

問 市の目指す子ども像や人間の発達に関する理念は。

問 子育てのまちとして、賢く温かく元気な子供を目指す。あたたかい愛情豊かな条件の下、育つことが重要。

問 この制度改革による支援対象にならない子どもたちはいないのか。

問 障がいを持っていたり、大変な家庭環境にある子どもに対してはこの制度だけで賄えないので他の部所とも連携して対応したい。

問 利用者に向けた新制度の説明は。

問 障がいを持っていたり、大変な家庭環境にある子どもに対してはこの制度だけで賄えないので他の部所とも連携して対応したい。

問 障がいを持っていたり、大変な家庭環境にある子どもに対してはこの制度だけで賄えないので他の部所とも連携して対応したい。

問 障がいを持っていたり、大変な家庭環境にある子どもに対してはこの制度だけで賄えないので他の部所とも連携して対応したい。

問 障がいを持っていたり、大変な家庭環境にある子どもに対してはこの制度だけで賄えないので他の部所とも連携して対応したい。

問 障がいを持っていたり、大変な家庭環境にある子どもに対してはこの制度だけで賄えないので他の部所とも連携して対応したい。

問 障がいを持っていたり、大変な家庭環境にある子どもに対してはこの制度だけで賄えないので他の部所とも連携して対応したい。

市立幼稚園設置条例の一部改正

問 公立幼稚園保育料、5階層1万6千円6階層2万2千円であるものを経過措置としてそれぞれ1万1千2百円とする理由は。

問 今まで定額6千円であったが、国の指導により応能負担となるが、あまりに開きがあるため激変緩和を考慮し、当面の間4階層の負担額とする。

問 保育時間について、短時間保育の場合、8時間以内であっても、8時30分から4時30分以外は延長保育になるのか。

問 基本的な保育時間を超えた場合は、原則的に

問 公立幼稚園保育料、5階層1万6千円6階層2万2千円であるものを経過措置としてそれぞれ1万1千2百円とする理由は。

問 公立幼稚園保育料、5階層1万6千円6階層2万2千円であるものを経過措置としてそれぞれ1万1千2百円とする理由は。

問 公立幼稚園保育料、5階層1万6千円6階層2万2千円であるものを経過措置としてそれぞれ1万1千2百円とする理由は。

問 公立幼稚園保育料、5階層1万6千円6階層2万2千円であるものを経過措置としてそれぞれ1万1千2百円とする理由は。

討論

賛成
市立幼稚園設置条例の一部改正については公立保育園の保育料を月額一律6千円から所得に応じて最高1万1千2百円にするものであるが、今までの保育料が低額であり、私立幼稚園の保育料の格差が大きかったことに問題があった。私立7園の保育料は月額2万円、公立保育園の保育料を改正してもまだ2倍近くの格差がある。秩父市の幼稚園児の87%は私立幼稚園に通っており、格差を是正するためにも改正に賛成する。なお、改正後の保育料が所得に応じて配慮もされていることも評価できる。

反対
新制度は保育所以外の幼稚園、認定こども園等の定員20名以上の施設に加え新たに小規模、家庭的、事業所内、居宅訪問型保育が導入され、事業者との契約、保育者の資格要件の緩和など、質の低下等さらに公的責任が後退する懸念があり反対。

12月定例会 最終日 (12月25日)

12月定例会では、当初予定していた最終日(12月16日)に、秩父市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館(以下本庁舎等)建設に関する工事請負契約の締結についての議案が提出され、市議会では、その重要性を踏まえ、議会の会期を9日間延長し、審議しました。

工事請負契約の締結

秩父市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館建設工事
金額 51億3千8百64万円(税込み)
業者 大成・高橋特定建設工事共同企業体

問 議会で決定した予算内で、未来の秩父を託す本庁舎等の建設が出来るのか。
答 不落随意契約の協議では、設計変更は前提にしている。予算の範囲内で建設できるものと確信している。

問 随意契約を行うにあたり地方自治法によるという説明があったがその適法性について。
答 契約の締結については一般競争入札の方法により行うのが原則とされているが、地方自治法施行令による場合は指名競争入札や随意契約の方法によることができる。この度の契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項8号に規定されている「競争に付しても入札者が無い時、または再度の入札をしても落札者が無い時は随意契約にすることが出来る」という条文に基づき随意契約であり、適法である。

問 総事業費約65億円の内訳は。
答 建設費用59億7千5百万円、解体費1億6千1百万円、工事管理費及び備品購入費3億5千9百万円である。

討論

反対

国立社会保障・人口問題研究所は50年後の平成75年に秩父市の人口が30,345名(現況比約46%まで減少)になる将来予測を発表している。この厳しい将来予測に對

して現在の本庁舎等建設の計画は費用対効果が合わない過大なものではないかという疑問がぬぐいきれない。市の急務は広大な面積の市の運営のため本庁舎機能の分散化であると考える。

また、過去の市政運営の慣例から規模が大きく逸脱しているこの度の不落随意契約を審査する特別委員会において議員間の討議等もなかったこと、本庁舎等の本来の施主である市民に対する説明も不十分であったことといった請負契約の承認に向けて必要と考えられる民主的なプロセスは果たされていないと考える。そして、市の予測も示されないまま法令上限度がないスライド条項を含む契約をすることは最終的に建設費がいくらになるかわからない危険があり、工期延長の可能性もあわせて建設計画が当初の公約、計画を大きく逸脱したものになる可能性があると考え、反対する。

賛成

市民に説明責任を果たさず、決めてしまう事は問題だ。不落随意契約という手法は禁じ手であり、合法談合だ。年間予算の23%もある巨額建設

費をいかに入札不落の結果とはいえず、市民や議会の目・耳に触れない随意契約という手法で締結する事に市民の理解は得られないと考える。特別委員会では意見を述べる機会もなく、充分と言える審議を尽くすべき。巨額の随意契約を急いで決めてしまう事はおいに問題だ。議会として、市民に説明でき、理解されるのか。急いで決めてしまう事は議会の信頼を損ねる案件である。市民の率直な疑問から建設費総額がいくらになるのか、本体工事費は51億三千八百万円というが市民会館舞台設備費・備品費や外構工事費その他建物建設費は総額いくらなのか市民に説明がない特例債など将来への負担は避けるべきであり、反対する。

賛成

本庁舎等建設事業における建設事業費(65億円)に対して、市民の方から「事業費65億円は高い。豪華なものはいらない。現状の機能で問題ないのではないか。借金(市債の起債)は将来へのツケである。」という意見がある一方で、「全国に市役所が無い自治体は無い。

市民会館は是非欲しい。合併特例債を使う時に使うべき。作れる時に作らないと将来作りたくても不可能ではないか。などの意見が寄せられている。

反対

本建設事業について実際に、どのくらいの市民負担が必要なのか。本館に豪華な本庁舎、市民会館が建設されようとしているのかについて、改めて検証すると同時に、本議案の付託先でもある工事請負契約審査特別委員会において、疑義を市当局へただしてきた。本建設事業費の65億円のうち、国庫補助金及び合併特例債の7割分として、国が約31億2千万円を負担する。残りの市民負担分約33億8千万円の内訳は、建設に向けてすでに積み立てられている基金(貯金)が22億1千万円、一般財源が1億9千万円、合併特例債の3割分が9億7千5百万円となっている。実際の後年度負担としての総額は、合併特例債の3割分の9億7千5百万円と、その返済期間に応じた利子が付加された額となる。その額を改めて、今回の工事請負契約審査特別委員会にて確認したところ、利子分の1億5千万円を

加え、総額は約11億2千5百万円になるとのことであった。この後年度負担額の総額約11億2千5百万円を単純に返済期間の人口で割り、秩父市民1人が月当たり負担する額を計算すると、人口減少を加味しても概算約73円となる。秩父市の20年、30年、50年先の将来を見据え、将来に渡り、市民の生命と財産を最優先に考える未来志向の市議会議員として、大いに賛成する。

筆の提出からもそのことは明らかで、計6回にも及ぶ入札が予定価格と入札額との間に5億円から6億円もの大差で不落となったのも、市民の声に耳を塞ぎ続け、十分な市民合意が得られないまま強引に計画を押し進め、無理に無理を重ねた結果に他ならない。

競争原理の働かない言わば禁じ手の不落随契に手を染めることなく、減少する将来の秩父市の人口規模を踏まえ、将来への負担を可能な限り少なくするための計画の見直しへと舵を切り直すのが唯一最後のチャンスであり、「市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならぬ」と定められているまちづくり基本条例の「議会の責務」を全うするため反対をする。

賛成

現在、仮の本庁舎として使用している歴史館は、本来公民館等で使うことが目的であり、多くの市民が不便をされており、早く建設して欲しいとの意見も多く寄せられている。建設の資金計画も、合併特例債や、補助金・市の貯金等を活用し、市民の負担軽減が図られている。様々な状況から今の時期

を逃すと永久に建設出来ないとと思う。

賛成

3点にわたり賛成の理由を述べる。

- 1、不落随契契約 国土交通省が示した運用指針骨子案には、不落の発生時は見積徴収方式を活用するなどして、あらかじめ競争入札を実施することを基本とするが「再度入札後でその実施が困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約防止の観点に留意のうえ、随契契約の活用も検討する」としている。

26年2月、総務省と国土交通省が連名で通知した、「公共工事の円滑な施工確保について」の中では、「入札契約手続きの効率化」に資する取り組みとして不落随契を位置付けている。これは不落不調になって、予定価格を組み直して再入札という手続きフローを繰り返すより、1番札の応札者と交渉し、予定価格の範囲内で合意した方が早期執行できるという考え方に基づいている。やむを得ない場合は不落随契ができ、今回はこのケースに

当たると理解した。

賛成

総額65億円の財源内訳は説明を省くが、市民負担額は33億7千5百万円、国が負担する分は31億2千5百万円である。

1. 想定される利子は1.1%で1億5千万円を見込んでいます。3年据え置き、22年償還として市の後年度負担額は総額11億2千5百万円との説明があった。つまり基金と一般財源の合計24億円はすでに現金で用意されているので、あと11億2千5百万円の負担で65億円の建物を建てることのできるということになる。
2. 有利な市債である合併特例債を使える期間はあと5年。計画的な合併特例債の有効活用や補助金により、市民負担を軽減し、将来のために基金を残す考えに賛同する。
3. 設計仕様

建設規模はコンパクトで、国交省基準の約70%のスペースに市役所本庁舎と1007席の市民ホールを建設する設計である。

ユニバーサルデザインの取り組みは、最大限配慮するとの答弁があった。高齢者や障がい者にも優しい建物になる。また秩父産木材の活用も考えた

設計である。

防災拠点として「市役所」は必要。また秩父の文化・芸術を全国に向けて発信する拠点として市民会館も重要である。地元経済への波及効果は約1.5倍と予想され、地元経済の状況が好転することを願って賛成する。

市長に対する不信任決議

主旨

久喜市長は本庁舎等の建設を49億円とする選挙公約で再選したが、建設費は65億円にまで膨れ上がっている。議会の議決を経ていないといえ、議決判断に関わる論点において、虚偽や錯誤に基づく説明をしていた。

- ①建設について反対だという声を聞いたことがないとする発言
- ②建設を急ぐ理由として消費税が10%になることを挙げている点
- ③建設価格の高騰が止まっているとの主張

これらの行為は市民への説明責任を無視したものと断ぜざるを得ない。

反対

久喜市長は21年の就任以来、東日本大震災、西武鉄道の存続問題、26年2月の記録的な豪雪など市民に直接影響を及ぼす未曾有の大問題に市民の代表者として、身を挺して市民の安全と暮らしを守る役割を果たしてきた。市政のかじ取りも、市長としての判断力、資質、見識、能力をいかに発揮して解決してきた。不信任案の3点の内容については、本庁舎等を

賛成

本庁舎等の建設について「市民の声をきいていない」「市の説明は十分ではない」といった不満の声が多い。市民と市との信頼構築にむけ、反対の声に対しても市は対話の場をつくることができただのではないか。市長に市民の有志が署名を提出した際、対話の時間が全くもたれなかったことが大変残念である。

情報共有、市民参画、協働のまちづくりを示すまちづくり基本条例には、市長は市民の信託に応えてこの条例を遵守し、公正かつ誠実に職務に精励しなければならぬとある。一連の市長の市民への対応には問題があり、まちづくりの主役である市民の声の届くことが実感できるまちなることをお願いとともに、そのような状態にない現状と市民の感情を鑑み不信任決議に賛成する。

財源計画(概算)		後年度負担額		
総事業費65億円	国の負担分 31億2500万円	補助金 8億5000万円	プラス利子分 1億5000万円 ※据置期間3年、 22年償還 (利率1.1%を想定)	
	市の負担分 33億7500万円	合併特例債 32億5000万円		後年度負担額 11億2500万円
		基金(市の貯金) 22億1000万円		
		一般財源 1億9000万円		

※合併特例債の活用額や基金の投入額は、今後事業の進捗状況により調整する場合があります。